

佐渡市地域生活支援拠点等の整備について

1. 経過

第5期佐渡市障がい福祉計画において、佐渡市の地域生活支援拠点整備について、面的整備を進めることとして位置付けられており、具体的な地域支援機能として、「緊急時の受入・対応」の体制を整備することとされていた。

具体的な整備を進めるにあたり、関係事業所で意識共有を図りながら進めることとし、「佐渡市地域生活支援拠点等の整備についての打合せ」を実施した。

2. 佐渡市地域生活支援拠点等の整備についての打合せ

- (1) 日 時 令和2年2月26日(水) 午前10時00分～
- (2) 会 場 佐渡市新穂行政サービスセンター 第3学習室
- (3) 参集者 佐渡地域振興局、岩の平園、第二岩の平園、新星学園(愛らんど金井の杜)、さわた寮(りょうつ寮)、サンクスふじの、相談支援センターそらうみ、相談支援事業所さど、相談支援事業所こもれば、相談支援事業所愛らんど
- (4) 検討内容
 - ①佐渡市における地域生活支援拠点整備の方向性の確認
 - ・多機能拠点整備が困難なため、面的整備を進めること
 - ・国示す5つの支援機能のうち、「緊急時の受入・対応」の整備を進めること
 - ・「緊急時の受入・対応」については、可能な事業所から取り組むが、整備の課程は、関係事業所が共同して行うこと
 - ②「緊急時の受入・対応」の具体化について
 - ・参考の提案資料により課題検討
 - ・登録制の弊害、既存の対応方法との調整、短期入所情報の共有 等
 - ③今後について
 - ・令和2年度中に実施方法を明確にし、実施する。
 - ・検討は、定期的な打合せ会議及び自立支援協議会の部会でも検討する。
 - ・短期入所情報の集約については、令和2年3月から、各短期入所施設から基幹相談支援センターに定期的に情報提供する方法を試行する。